

『住宅リフォーム補助制度のご案内』

平成31年 5月 9日 受付開始

市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市民が市内の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合に、その費用の一部を補助します。

1. 対象住宅

①**自己の居住用住宅**【賃貸住宅は対象外】

※マンション等の集合住宅は個人専有部分、店舗等との併用住宅は個人居住部分

2. 対象者

①**市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。**

②**住宅の所有者等で、現に居住していること。**

③**対象者及び同居者が市税を完納していること。**

3. 補助対象事業

①**対象となる工事（別表参照）**

・対象とならない工事（他制度による補助金等を受けている、外構工事、太陽光発電工事等）については、別表をご確認いただき、不明な場合は直接お問い合わせください。

②**旭市内の業者による工事**

③**工事金額20万円以上**

4. 補助金額

①**工事に要した費用の10分の1の額（限度額20万円）**

※1住宅につき1回の交付です。工事の途中で増額の変更が生じた場合、限度額に達していなくても補助金の増額変更をすることはできません。

5. 補助金の申請方法

①**工事契約をする前に申請・承認が必要**となりますので、すでに契約・工事着工された工事は対象外となります。

②工事が完了した際は、完了後30日以内に完了実績報告をしてください。

③申請は予算の範囲内での受付となり、年度内に受付を終了する場合があります。

6. 問い合わせ先・申請先

資料請求・申請方法のほか不明な点については、下記までお問い合わせください。

都市整備課建築住宅班

Tel 0479-62-5895



旭市